

「同和問題」と 「部落差別」

「同和問題」という言葉は、行政用語として部落差別により生じる社会問題を指して用いられてきました。同じく「同和行政」「同和対策事業」「同和教育」なども、行政上の公的な用語として使用されてきました。



世の中では、「同和の○○」というように「同和」という言葉が差別的意味合いで表現されている場合があります。「同和」という言葉を「気を付けて対応しなければならないもの・人・場所」という意味に受け止めているようで、「同和」という言葉を単独で使用することは差別につながるおそれがあるだけでなく、「同和」という二文字の言葉自体が差別語として使用される事態まで生じています。

2016年12月16日に公布・施行された「部落差別解消推進法」では、法律で初めて「部落差別」という言葉が使われました。

「被差別部落」と「同和地区」

「被差別部落」とは、身分・職業・居住が固定され、前近代に差別的に呼称されたあらゆる被差別民の居住集落に歴史的根拠と関連をもつ現在の被差別地域のことです。

同対審答申後の特別措置法に基づき、国が同和対策事業の対象地区として指定した地区が「同和地区」と呼ばれたため、「同和地区」には「被差別部落」全般をさす場合と同和対策事業の対象地域に限定した場合があります。

2002年3月31日をもって特別措置法は失効し、そのことによって「特別措置法に基づく同和地区」指定はなくなりましたが、あくまで特別措置法の施行にともなう「同和地区」指定がなくなっただけであり、部落差別や被差別部落がなくなったわけではありません。

※また、「部落」とは、集落を意味することもあります。が、「被差別部落」の略称としても用いられることもあります。「同和」と同じく差別的な意味合いで使用してはいけません。

「部落差別の解消の推進に関する法律」

平成28年法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、**現在もなお部落差別が存在する**とともに、情報化の進展に伴って**部落差別に関する状況の変化が生じている**ことを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する**日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である**ことに鑑み、部落差別の解消に関し、**基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにする**とともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって**部落差別のない社会を実現することを目的**とする。